

### 目次

2017年度日本女性学会大会 報告	2016年度少額研究活動支援報告……………	6
シンポジウム報告……………	1	6
シンポジウム参加者から……………	2	7
パネル報告・ワークショップ報告……………	3	7
個人研究発表一覧……………	5	
次回大会お知らせ……………	5	

### 2017年度日本女性学会大会 報告

日程：6月17日（土）、18日（日）

会場：中京大学 名古屋キャンパス

大会シンポジウム

#### 暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から

シンポジスト：北仲千里、遠藤智子、千田有紀

コーディネーター：戒能民江

### シンポジウム報告

戒能民江

2017年6月、刑法性犯罪規定が110年ぶりに大幅改正された。非親告罪化や監護者性交等罪の新設など、それなりの意義は認められるものの、強姦罪の「暴行脅迫」要件の見直しなどは行われず、3年後の再改正へ向けて課題を残す結果となった。また、2001年制定のDV防止法が被害者の顕在化など一定の社会的変容をもたらした一方で、バックラッシュと軌を一にされると思われる、子の面会交流をめぐる動きも出てきた。2017年大会シンポジウムは、この間の暴力と家族をめぐる政策の動向とその背後にある社会的要因をジェンダー視点から考察し、ジェンダー研究の課題を探ることを目的に、3人の報告者からの問題提起を受けて討論を行った。北仲千里さんは、被害者支援活動に取り組む立場から、この20年で、ある程度ポジティブな変化が認められる一方、ジェンダー化された暴力に対する政策は極めて立ち遅れているとし、相談支援という仕事の社会的位置づけの低さをその要因として指摘し、政策へとつながる研究知見の蓄積という研究者の役割を説いた。DV法改正など、ロビー活動の中心的役割を担ってきた遠藤智子さんは、DV法改正過程における当事者参加の政策形成が成功を取めた時点と現在との相違は、インターネットの

急激な普及と加害者的な目線の政策形成への影響という点に求められることを述べ、女性関連法整備が進まないことの背景に、女性の非政治化の進行があるのではないかと問題を提起した。最後に、千田有紀さんは、離婚後のみならず別居後も、子どもと同居していない親の子どもとの面会交流の権利を保障すべきだとする「親子断絶防止法案(案)」を取り上げ、家庭裁判所の実務の動向や判例および連連の中心メンバーの言説を通して同法案(案)の問題点を指摘して、国家権力の家族への介入について問いかけた。全体を俯瞰して根底にある課題を共有化するまでには至らなかったが、活発な討論が行われ、2日目の分科会でさらに議論を深めた。



## シンポジウム参加者から

### シンポジウムに寄せて

菊地夏野

今回のシンポジウムは「暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容」ということで、時宜を得たものだったと思う。ネオリベラルな社会の変容の中で暴力や家族の意味合いもどんどん変化している。その変化とジェンダーやセクシュアリティの関連をどのように読み解くかということが重要な論点のひとつだったように感じる。一定の到達と定着を認める声もある一方で、女性の不在を指摘する声もあり、大きなコントラストがあったことが印象的だった。暴力の意味変容といったときに私が感じるのは、ある枠から逸脱する暴力に対しては過敏に危険視され、対策されるのに対し、ある枠内の暴力に対しては不可視化する最近の報道や社会意識のありようである。例えば身近な例でいえば「痴漢冤罪」という問題に対しては過剰にヒートアップした告発がされるのに比べて、日常化している性暴力・セクハラは不可視化されている。海外のフェミニズム運動が華やかに報道されるのに比べて、国内の「慰安婦」問題など政治的な課題は沈黙させられる。それぞれの立場からこの不均衡は指摘できるだろう。総じて言えばその枠は「国家」と関係している。国家権力の維持や再生産のためになる暴力は暴力ではなく安全や繁栄のための必要な制度と認識され、それに背くものは暴力と見なされる。もちろん現代的なナショナリズムにおいてはこの構造は明示的なものではなく、より緩やかに曖昧な方法で行使される。ジェンダー・セクシュアリティの観点から言えばこの文脈ではリプロダクティブ・ライツの領域での検討も必要だろう。また、このテーマであれば中心的な課題の一つであるDV施策について、概念の浸透に比べて、支援現場では十分な資源や予算はあてがわれず未だ被害者には厳しい社会であることへの検証も求められる。さらにフェミニズム理論の次元では、フェミニズムがいかに現在のこの権力構造

に関与させられてしまっているのか、またそこからの脱却はどのように可能なのかといった問いも望まれているように感じる。多くの論点を喚起させられるシンポジウムであった。

### アクションとしての女性学

虎岩朋加

日本女性学会の会員となってから日が浅いのですが、今回のシンポジウムには、大いに刺激を受けました。その最大の理由は、北仲さん、遠藤さん、千田さんの発表が、アクティビストの視点を、その根本においていたからです。

日々の生活の中で、「ジェンダーの問題」を否定する力を感じる事が頻繁にあります。遠藤さんは、「女性の非政治化は逆に進んでいる。カウンターアクションのなかに女性はいない。そこにいるのは『ママ』までだ」と言いました。女性たちは、「刑法改正が、『私』に適用されるとは思っていない」とも言いました。当事者であるという意識が、奪われているとも言えます。性差別主義的社会の中で「女」のラベルを貼り続けられ、「女」として扱われ続けながらも、「男女平等」の建前の中で、「女として」の立場から主張すると批判にさらされる。そのような中、私たちの多くが、「私」は、ジェンダーの問題とは無関係だと思ってしまう。「私」は「そういう人々(ママだとか、DV被害者だとか、レイプサバイバーだとか)とは違う」と思っています。

女性学によって、日常の中で出会う不快や辛さの原因は自分にあると、自分が悪いと思ってきた女性たちが、いや、そうではないと気づくことができました。誰もが、ジェンダーの問題の当事者であることを気づかせてくれた。大きな解放でした。しかしだからと言って、苦しみは終わるわけではないのです。遠藤さんが言ったように「つぶやきでは、嘆きでは、社会はかわらない」のだということ、千田さんが示したように「獲得目標」がどこにあるのか批判的に見定めること、北仲さんが言ったよ

うに「社会的コストを算出」することなど、私たちは、自分の意識の解放の先に、具体的なアクションを創出していかねばならないことを、今回のシンポジウムは示してくれました。アクティビストの精神が、今回のシンポジウムを、社会運動としての「女性学」の表現に高めた、だからこそ、それぞれの参加者が、それぞれ奮い立たされたのだと思うのです。私もそういう参加者の一人でした。

## ロビー活動をめぐるアンビバレントな思い

古久保さくら

2017年度大会シンポジウム「暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から」に参加した。私自身、女性への（性）暴力については勤務校の授業でもかなり重点的にとりあつており、北仲千里さん、千田有紀さんのご報告は、授業をブラッシュアップするための情報が満載であり、たいへんにありがたかった。

しかし、今回私にとって最も刺激的だったのは、遠藤智子さんのご報告「政策形成と私たちの意見反映」であった。近年のバックラッシュ派が跋扈するあの国会で、刑法改正を100年ぶりに実現するために、地道なロビー活動をされてきた実際をお聞きし、なるほど法律を変えるためにこのような努力があったのかと理解すると同時に、アンビバレントな思いももった。

それぞれの政党の中で理解のある議員を探し、説明し説得していくという具体的取組を知るにつれ、女性政策を基本として政党の組織化がなされているわけではない現実を再認識させられた。しかし同時に、一強（崩れつつあるとはいえ）ゆえに民主主義の根幹を次から次へと崩壊させていく法律を成立させてきた、あの自民党にロビー活動をしていかざるを得ないということに対するある種の「不安」を感じたのであった。それは、どうしても、婦人参政権獲得運動が、戦争を推進する体制翼賛に巻き込まれていったという歴史を想起させるのだ。

とはいえ、現実的にロビー活動が有効であることは間違いがなく、そしてまたロビー活動などの政治活動をする女性が少なすぎることも事実であり、女性への暴力の問題などの解決のためにも活性化していくことは必要だということも分かる。

そうであればこそ、問題のポイントを的確に示す説明能力やしたたかな交渉術と同時に、妥協できる点と妥協できない点の設定について、「是々非々」を貫くことについての「政治的学び」がいま非常に重要になっている

のだろうと思われた。

## パネル報告・ワークショップ報告

### 第3分科会

#### ワークショップ シンポジウム「暴力・家族をめぐる政策の展開と社会的変容——ジェンダーの視点から」を踏まえて——議論を深めるために」

シンポジウムを受けて行われたワークショップでは、まず戒能さんから前日の各パネリストの論点について簡潔なまとめがあり、参加者からいくつか議論すべき問題の指摘があった。おもに話されたのは婦人相談事業や公的シェルターの問題である。DV法制定・DV被害者支援等の施策には評価の声があがった一方で、自治体ごとの政策や個人の力量によらない普遍的なサービス提供には至っていないという指摘や、今は女性活躍推進法への対応で疲弊し、本来の男女平等政策が後退してしまっているなどの意見も出された。何ができていないかの検証、何ができるか、例えば相談員の研修プログラム改善などの具体策があげられた。さらに当事者の声を政治にあげていくことができないかとの問題提起に対し、それについてももっと研究者ができることがあるだろうとの意見があった。学位が就職などの役に立たない日本の大学院問題、昨今の劇場型政治やマスコミの姿勢などとあいまって醸し出すミソジニスティックな空気感についても言及があった。今後は政府の経年調査では踏み込めてきていない今日的な問題についての実態調査や、政策立案への有効性を視野に入れた社会的コストや生産性についての議論の必要性が共有された。（石河敦子）

### 第4分科会

#### パネル報告

#### 「政策・被災地・世代・NPOの視点で見つめる女性の活動——社会へ届く活動を目指して（VOL.3）」

堀久美、伊藤静香、林やすこ、渋谷典子

「政策・被災地・世代・NPOの視点で見つめる女性の活動——社会へ届く活動を目指して」を機軸として、パネル報告を実施した。このテーマでのパネル報告は、2015年度から今年度まで3年度にわたり継続しているところである。



今回は、「女性」が担った震災支援活動の意義と可能性（堀久美）、男女共同参画センター指定管理者 NPO の現状と課題——調査報告から見えてきたもの（伊藤静香）、NPO と指定管理者評価——男女共同参画拠点施設を事例として（林やすこ）、NPO 活動者と労働法——「ケアとジェンダー」の視点をふまえて（渋谷典子）をテーマにして報告が行われた。

災害時、女性は女性ゆえの困難に直面し、その一方で支援の重要な担い手であるという視点から、2つの女性団体の取組に着目した報告への関心は、特に高く、社会へ届く活動として被災地での支援活動の重要性が明らかとなった。

また、NPO 法人として法制度の基盤があるなかでの活動においても、政府や自治体の財政縮減や政策の変化に翻弄されないために、活動全体を見渡す評価の実施や、法人としての自発性や市民性が重要視される点についても、検討が深められていった。

女性学では、研究と実践をつなぐことが重要であると語られている。そのためには、日ごろの活動から研究テーマを見出すことが必要となってくる。報告者たちは、着実に、日々の実践からテーマを見出し、研究を積み重ねているところである。（渋谷典子）

## 第5分科会

### パネル報告

#### 「データからみる「LGBT」——2015年度全国意識調査を中心として」

河口和也、風間孝、釜野さおり、石田仁

「性的マイノリティについての意識:2015年全国調査」(<http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/chousa2015.pdf>) のデータ分析を基に、「性的マイノリティに関する知識」（河口）、「同性間・両性間の性行為・恋愛感情および性別移行に対する嫌悪感」（風間）、「ジェンダー意識と性的マイノリティに対する意識」（釜野）、「同性婚法制化の賛否に関する多変量解析」（石田）の4報告を行った。性別では女性のほうが、年齢では若いほうが、学歴では高校より上であるほうが、正しい知識を有する、同性間の恋愛と性行為、性別移行に対する嫌悪感割合が低い、同性婚法制化に賛成する、ジェンダーや性的マイノリティにリベラルな意識をもつ傾向を報告した。

さらに、同性愛と性同一性障害では前者のほうが正しい知識が浸透している、女性間性行為への40代以上の嫌悪感割合は女性のほうが高い、北陸・北九州居住であると南関東居住に比べてリベラル意識をもたない傾向が

あることも指摘した。同性婚の賛否については、同棲経験、学歴、職種、平等・多様性に関する各種態度、日本人優越感情、政治スタンス、信仰・信心の有無を説明変数とした分析では社会経済的属性格果の多くは有意でなく、ジェンダー平等感覚やトランス嫌悪の効果は有意であることを示した。

大会プログラム編成上の理由で参加できなかったという声があったのは残念だが、フロアと分析結果や含意について議論することができ、有意義であった。

（釜野さおり）

## 第6分科会

### パネル報告

#### 「クィア・ポリティクスの現在」

清水晶子、松田和樹、保井啓志、山田秀頌

クィア・ポリティクスは、規範を逸脱していると見做される身体がいかにかその生存を確保し得るかを模索すると同時に、その身体が生存のために規範へと同化する／させられることをいかに拒絶し得るかを模索してきた。本パネルは、各報告がひとつずつ題材（婚姻制度、ピンクウォッシング、そして医療制度とトランスの関係）を取り上げ、それぞれにつきクィア・ポリティクスがいかに模索してきたか／すべきかを検討したものである。

松田は、〈反婚〉の立場が、〔ヘテロ〕セクシズムに基づく法制度のみならず意味秩序をも変革せんとする立場であることを確認した上で、意味秩序変革を私的実践に委ねるのみでは不十分であることを指摘し、〈反婚〉は「生の危うさ」を巡るジュディス・バトラーの議論に依拠すべきであると論じた。

保井は、イスラエルの政府機関と LGBT 団体の言説の間に、いかなる身体をいかに（不）可視化するかをめぐって親和性があることを指摘した上で、その営為をジャスピル・プアのホモナショナリズム論の枠組に位置付け、イスラエルのホモナショナリズムがピンクウォッシングの背景にある可能性を検討した。

山田は、トランスセクシュアルとトランスジェンダーのどちらも医療制度に対して依存と抵抗の両方の契機を持つと論じた上で、制度に対するトランスの自律性の探求には、TS/TG という対立軸の下では捉えられない、90年代後半以降の「医療制度の空洞化」を考慮すべきだと指摘した。

## 第7分科会

### ワークショップ

#### 「法的保護を受けない「家族」を考える ——多様な家族の保護を目指して」

高田恭子、梅澤彩

本ワークショップでは、法からはじき出される「家族」に着目し、家族が画定されることの問題点について議論した。高田報告では、「法にみる『家族』の境界——包摂の限界と課題」と題し、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律、内縁、婚姻障碍、親権、里親などをめぐる立法過程や判例を分析することにより、法的保護対象（＝法的家族）の境界を提示した。法的家族を分析すると、包摂を肯定する理由も否定する理由も、女性が夫の生計に頼る社会のジェンダー構造にあること、法律婚や実親子関係があると実質的家族はそれに劣後して保護されない構造になっていることが示された。梅澤報告では、「ニュージーランドにおける家族形成の多様化と法的保護」と題し、同国のカップル・親子法制について、とりわけ同性カップルによる親子関係の形成を中心に、その概要と運用実態に関する話題提供がなされた。同国における同性カップルの家族形成については、婚姻の承認（同性婚の導入）よりも先に、生殖補助医療を利用した親子関係の形成が認められたことが特徴となっており、家族をめぐる法展開のあり方の1つとして紹介された。法哲学からのリプライとして井上匡子（神奈川大学）、法実務家からのリプライとして山崎新（弁護士・東京弁護士会）、社会学からのリプライとして青山薫（神戸大学）よりそれぞれコメントがなされた。日本における同性婚法制化に対する当事者による賛成と反対の議論からも、既存法制度が前提とする原理に課題が多く、生活実態にあわせて法の適用が可能な制度へとパラダイム転換を行う必要があるであろう（青山コメント）。

## 個人研究発表

### 第1分科会

原 裕美●米国の大学同窓会における学生と卒業生をつなぐ仕組み—— Student Alumni Association の役割  
近藤凜太郎●「第三世界」における女性に対する暴力の視覚的イメージ——アシッドバイオレンス・サバイバーの写真を事例として  
大木直子●政治塾に関する一考察——女性の政治参加の観点から

### 第2分科会

中川裕美●BL（ボーイズラブ）研究を再考する  
鈴木 綾●トランスジェンダーのライフヒストリーにおけるカミングアウト  
池橋みどり●シングルファーザーの「父親」活動——インタビュー調査と、2年後のフォローアップ調査より  
五十嵐 舞●「痛み」への愛着の可能性——愛する他者を喪失するという文脈から

## 次回大会予告

### 日程：

- 1日目 6月2日（土）13時30分～16時30分（予定） 大会シンポジウム、その後総会、懇親会
- 2日目 6月3日（日）9時30分～15時（予定） 昼食休憩を1時間ほど含みます） 個人研究発表、ワークショップ、パネル報告

会場：武蔵大学 江古田キャンパス

## 2016 年度少数研究活動支援報告

2016 年度は、本学会の少額研究活動支援に応募し、採択された 5 名の会員に研究活動支援金を支給することができました。受給者は、1 年以内にその成果を簡単にまとめた報告書を提出していただくことになっています。現在までにすべての受給者から報告書を送っていただきました。この活動支援金は学会を運営するための財源となっている会員の皆さまからの会費から捻出されています。研究活動助成を用いた研究の成果を発表される際には、ぜひとも助成金を受給されたことに言及していただけるようお願いいたします。

この支援金制度は、常勤や正規雇用契約をもたない会員 10 名に、本学会の趣旨にあった活動をしていただく場合に、一人あたり 3 万円の研究助成を支給するというものです。

多くの会員の皆さまに本制度を活用していただきたいと考えております。なお、今年度の総会時に承認された 2017 年度の採択者 4 名への支給はすでになされており、採択者とそのテーマは、本学会のウェブサイトに掲載されております。

(担当：小川真理子)

### 会員主催研究会の募集

#### 会員の研究の進化と深化をめざして！ 会員主催研究会の募集

日本女性学会は、会員主催の研究会に対して補助金助成（2 万円）をおこなっています。会員であれば、どなたも応募できます。ぜひ、ご応募をおまちしています。

#### 応募要件

- ・ 研究会の趣旨が日本女性学会の趣旨に合っているもの。
- ・ 少なくとも会員に対して、公開の研究会であること。
- ・ 研究会のタイトル、趣旨、企画者（会員個人・会員を含むグループ）、開催場所、開催日時、研究会のプログラム、全体の経費予算と補助希望額（2 万円以内です）が決定していること（未決定部分は少ないほど良いのですが、場所・プログラム・経費については予定＝未決定の部分を含んでも結構です）。
- ・ 学会ニュース、学会ウェブサイトに掲載する「研究会のお知らせ」の原稿（25 字×20 行前後）があること（研究会の問い合わせ先を明記してください）。
- ・ 研究会終了後、実施報告文を学会ニュースと学会ウェブサイトを書いていただきます（補助費はこの原稿提出後に入金いたします）。
- ・ 学会総会での会計報告に必要なため、支出金リストと、総額での企画者による領収書を提出すること。

申し込みは、広報期間確保のため原則として開催の 2 カ月前までに、研究会担当幹事までお願いいたします。詳細のお問い合わせも、研究会担当幹事までお問い合わせください。

連絡先：日本女性学会事務局 [toiawase@joseigakkai-jp.org](mailto:toiawase@joseigakkai-jp.org)

研究会担当：渋谷典子

## 会員著書紹介

- ◆ユネスコ編／浅井春夫・長香織・田代美江子・渡辺大輔訳『国際セクシュアリティ教育ガイダンス——教育・福祉・医療・保健現場で活かすために』明石書店、2017年
- ◆北仲千里・横山美栄子著『アカデミック・ハラスメントの解決——大学の常識を問い直す』寿郎社、2017年
- ◆ Reiko Yoshihara (2017) The Socially Responsible Feminist EFL Classroom: A Japanese Perspective on Identities, Beliefs and Practices, Bristol: Multilingual Matters.

### 会員の著書紹介募集

以下のルールで会員のみなさまの著書を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- ・ 会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・ 1年以内の発行物
- ・ ご本人の申し出があったもの
- ・ 寄贈は条件としない
- ・ 寄贈いただいたもので会員の著書と判明したもの

ニュースレター担当：西倉実季

## 会費納入のお願い

- 2017年度の会費が未納の方は、どうぞお早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでに送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。

ゆうちょ銀行 振替口座

口座記号番号 00890-6-31306

加入者名 日本女性学会

- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。
  - ・ 400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
  - ・ 400～600万円未満：8,000円
  - ・ 600万円以上：10,000円
- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。

- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っております。重ねてのご協力をお願いいたします。